

就活セクハラ防止に向けて

管理局労務部

2026年9月

はじめに

採用選考やOB・OG訪問の場において、立場の優位性を背景とした求職者等へのセクハラ対策を義務化する法律が、2025年に公布されました。求職者の皆様の希望や尊厳を傷つける行為は、人権を尊ぶ報道機関として絶対に許されるものではありません。

1．ハラスメント行為の根絶と厳正な対処

中日新聞社は、求職者等に対する一切のセクシュアルハラスメント行為を禁じます。万が一、従業員によるハラスメント行為が確認された場合は、就業規則に基づき、懲戒処分を含め組織として厳正に対処します。

2．求職活動におけるルールの明確化

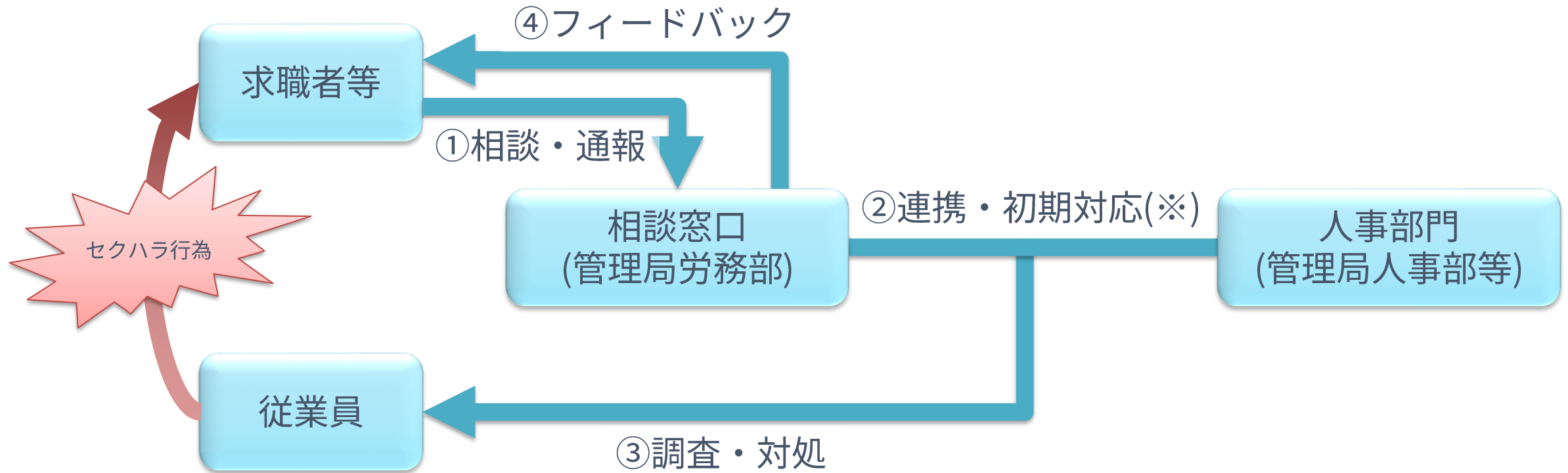
求職者との個人的なSNS等を通じた私的な連絡を禁止し、面談やOB・OG訪問は、原則として日中に、事業所内や公共施設内などの公式な場所でのみ実施するよう、従業員に対してルールを徹底します。

3．相談窓口の設置と不利益取扱いの禁止

中日新聞社での選考や面談の過程で、少しでも不快な言動や不安を感じた場合は、決して一人で悩まず「相談窓口」へご連絡ください。相談窓口への連絡を理由に、選考において不利益な扱いをすることは一切ありません。

2026年9月 管理局長

相談体制



※②において、早急な被害者保護を目的とした面接官の変更、行為者の採用業務切り離しなどの措置のために、人事(採用)部門と情報連携を行います。ただし、この連携は必要な措置のためだけに実施し、採用選考に影響することはありません。

相談窓口

求職活動中に、これはセクハラかも……と感じたら、以下の相談窓口にお声がけください。

管理局労務部	052(221)0566	soudan-roumu@chunichi.co.jp
--------	--------------	-----------------------------

ご相談内容や、相談者のプライバシーは厳守しますのでご安心ください。